

# 令和4年第1回下仁田町議会定例会会議録第2号（10日）

招集年月日	令和4年3月8日								
招集の場所	下仁田町議会議場								
開閉会日時 及び宣言	開会	令和4年3月8日午前10時00分				議長	島崎 紘一		
	閉会	令和4年3月18日午前10時19分				副議長	千野 榮治		
議員出席状況	議席番号	氏名	応招 不応招 別	出欠席 別	議席番号	氏名	応招 不応招 別	出欠席 別	
応招 12名	1	小井土 光弘	○	○	7	佐藤 博	○	○	
不応招 0名	2	大手 博幸	○	○	8	千野 榮治	○	○	
出席 12名	3	佐々木 信也	○	○	9	島崎 紘一	○	○	
欠席 0名	4	岡田 邦敏	○	○	10	堀口 博志	○	○	
欠員 0名	5	木暮 弘元	○	○	11	岡田 武二	○	○	
【凡例】 ○応招・出席を 示す ×欠席・不応招 を示す	6	岩崎 正春	○	○	12	佐藤 公夫	○	○	
会議録署名議員	11番	岡田 武二	12番		佐藤 公夫				
職務のため議場に 出席したものの氏名	事務局長	岩井 収		書記	佐藤 里奈				
地方自治法 第121条に より説明のた め出席した者 の氏名	町長	原 秀男		福祉課長	岡野 宏巳				
	教育長	茂木 学		保健課長	永井 邦佳				
	総務課長	岡野 均		農林課長	佐藤 茂治				
	企画課長	竹内 誠		商工観光課長	佐藤 圭司				
	住民税務課長	猪野 ともえ		建設水道課長	佐藤 正明				
	会計課長	柴田 悦子		教育課長	林 通典				

## 議 事 日 程 別紙のとおり

---

### 会 議 に 付 し た 議 件

---

- 1 報告第1号 議員派遣の件
- 2 第1号議案 専決処分の承認を求めることについて（人権擁護委員候補者の推薦について）
- 3 第2号議案 専決処分の承認を求めることについて（下仁田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例）
- 4 第3号議案 専決処分の承認を求めることについて（下仁田町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 5 第4号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度下仁田町一般会計補正予算（第5号））
- 6 第5号議案 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度下仁田町水道事業会計補正予算（第2号））
- 7 第6号議案 下仁田町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 9 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 10 第7号議案 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
- 11 第8号議案 下仁田町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 12 議案第9号 下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を改正する条例
- 13 第10号議案 下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例
- 14 第11号議案 下仁田町職員の給与に関する条例及び下仁田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 15 第12号議案 下仁田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 16 第13号議案 下仁田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 17 第14号議案 下仁田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 18 第15号議案 下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 19 第16号議案 下仁田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例
- 20 第17号議案 下仁田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 21 第18号議案 下仁田町消防団条例
- 22 議案第19号 下仁田町議会の議員の諸給与の特例に関する条例
- 23 第20号議案 財産の処分について

- 24 第21号議案 下仁田町林業総合センターの設置及び管理に関する条例を廃止する  
条例
- 25 第22号議案 指定管理者の指定について（道の駅しもにた）
- 26 第23号議案 令和3年度下仁田町一般会計補正予算（第6号）
- 第24号議案 令和3年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 第25号議案 令和3年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第26号議案 令和3年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第27号議案 令和3年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 27 第28号議案 令和4年度下仁田町一般会計予算
- 第29号議案 令和4年度下仁田町国民健康保険特別会計予算
- 第30号議案 令和4年度下仁田町後期高齢者医療特別特別会計予算
- 第31号議案 令和4年度下仁田町介護保険特別会計予算
- 第32号議案 令和4年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計予算
- 第33号議案 令和4年度下仁田町水道事業会計予算
- 28 陳情第4号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転につ  
いて国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべ  
きとする意見書の採択を求める陳情
- 陳情第5号 安全・安心の医療・介護・福祉を確立し国民のいのちと健康を守る  
ための国に対する意見書を求める陳情書

## 会 議 の 経 過

---

開 会 令和4年3月10日 午前10時00分

---

○議長 島崎紘一 おはようございます。  
これから本日の会議を開きます。

---

○議長 島崎紘一 日程第1、報告第1号「議員派遣の件」、会議規則第129条  
第1項の規定により、お手元に配付いたしましたとおり閉会中に議員派遣が  
ありましたので、報告いたします。

---

○議長 島崎紘一 日程第2、第1号議案「専決処分の承認を求めることについて  
（人権擁護委員候補者の推薦について）」を議題とし、提案理由の説明を住  
民税務課長に求めます。

住民税務課長

(猪野ともえ住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 猪野ともえ 命によりまして、第1号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第1号議案 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和4年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり人権擁護委員候補者の推薦について諮問議決を専決処分する。

令和3年12月16日、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いします。

人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記、住所、XXXXXXXXXX、氏名、石井利子、XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXX、任期、令和4年4月1日から令和7年3月31日。

令和3年12月16日提出、下仁田町長 原秀男。

提案理由、小井土登喜司氏が令和4年3月31日任期満了となるためでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑はないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結し、採決いたします。

第1号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第1号議案は、原案のとおり可決承認されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第3、第2号議案「専決処分の承認を求めることについて（下仁田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例）」を議題とし、提案理由の説明を福祉課長に求めます。

福祉課長

（岡野宏巳福祉課長 登壇）

○福祉課長 岡野宏巳 命によりまして、第2号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第2号議案 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和4年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

2枚目をお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり下仁田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を専決処分する。

令和3年12月16日、下仁田町長 原秀男。

次の1ページ目をお願いします。

下仁田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

下仁田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会で説明させていただきましたので、説明は省略させていただきます。

次の2ページをお願いいたします。

附則、施行期日、第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項から第4項の改正規定は、令和5年8月1日から施行する。

経過措置、第2項、施行日前において行われた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 島崎紘一 質疑はないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結し、採決いたします。  
第2号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第2号議案は、原案のとおり承認されました。

---

○議長 島崎紘一 次に、日程第4、第3号議案「専決処分の承認を求めることについて（下仁田町国民健康保険条例の一部を改正する条例）」を議題とし、提案理由の説明を福祉課長に求めます。

福祉課長

(岡野宏巳福祉課長 登壇)

○福祉課長 岡野宏巳 命によりまして、第3号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第3号議案 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求める。

令和4年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

2枚目をお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり下仁田町国民健康保険条例の一部を改正する条例を専決処分する。

令和3年12月16日、下仁田町長 原秀男。

次の3枚目をお願いします。

下仁田町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

下仁田町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項中40万4,000円を40万8,000円に改める。

改正内容の説明につきましては、さきの全員協議会にて説明させていただきましたので、省略させていただきます。

附則、第1項、この条例は、令和4年1月1日から施行する。第2項、施行日前に出産した被保険者に係る下仁田町国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額は、なお従前の例による。

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結し、採決いたします。  
第3号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第3号議案は、原案のとおり承認されました。

---

○議長 島崎紘一 次に、日程第5、第4号議案「専決処分の承認を求めることについて(令和3年度下仁田町一般会計補正予算(第5号))」を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。

総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第4号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第4号議案 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和4年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり令和3年度下仁田町一般会計補正予算(第5号)を専決処分する。

令和3年12月16日、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

令和3年度下仁田町一般会計補正予算(第5号)。

令和3年度下仁田町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,622万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億6,943万2,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区

分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。  
令和3年12月16日専決処分、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正ですが、款の区分と補正予算額を申し上げます。  
初めに、歳入です。

15款国庫支出金1億9,838万2,000円。

16款県支出金291万9,000円。

18款寄附金3,542万8,000円。

21款諸収入2,549万2,000円。

22款町債400万円。

歳入合計51億321万1,000円に2億6,622万1,000円を追加し、53億6,943万2,000円としております。

次ページをお願いいたします。

歳出です。

2款総務費1億7,121万9,000円。

3款民生費6,372万2,000円。

4款衛生費1,989万5,000円。

6款農林水産業費541万円の減。

7款商工費100万円の減。

8款土木費2,151万円。

9款消防費152万8,000円。

10款教育費193万6,000円の減。

4ページをお願いいたします。

12款公債費330万7,000円の減。

歳出合計51億321万1,000円から2億6,622万1,000円を追加し、53億6,943万2,000円としております。

次ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正（変更）です。

起債の目的は防災対策事業債、限度額3,370万円に400万円を追加し、3,770万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じでございます。



6 ページをお願いいたします。

(「議長」の声あり)

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 専決処分をしてあるんだから、専決処分書までの朗読でいいはずです。何のための専決処分ですか。

○総務課長 岡野均 分かりました。

それでは、じゃ、大変申し訳ございませんでした。

以上で専決処分承認を、以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長 島崎紘一 総務課長、今の質問に対して見解を。

○総務課長 岡野均 専決処分、何のための専決処分と。

○12番 佐藤公夫 専決処分は専決処分書があるでしょう。それまででいいんです。専決処分したら、予算の内容まで踏み込んで説明する必要がどこにあるんですか。

○総務課長 岡野均 一応、執行権者のほうで、議会の皆さんの12月の定例会で承認を得ていないということで、一応専決処分の予算の内容をご説明させていただきました。

すみません。じゃ、以上で。

じゃ、すみません。続けさせていただきます。

歳入歳出予算補正、予算の事項別明細書でございますが、第1項の総括につきましては、説明を省略させていただきます。

また、9ページの2、歳入、11ページの3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明をいたしましたので、ご省略をさせていただきます。

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑はないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結し、採決いたします。

第4号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第4号議案は、原案のとおり承認されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第6、第5号議案「専決処分の承認を求めることについて（令和3年度下仁田町水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とし、提案理由の説明を建設水道課長に求めます。

建設水道課長

（佐藤正明建設水道課長 登壇）

○建設水道課長 佐藤正明 命によりまして、第5号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第5号議案 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和4年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

次ページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり令和3年度下仁田町水道事業会計補正予算（第2号）を専決処分する。

令和3年12月16日、下仁田町長 原秀男。

1ページをお願いいたします。

令和3年度下仁田町水道事業会計補正予算（第2号）。

総則、第1条、令和3年度下仁田町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和3年度下仁田町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で読み上げます。

なお、款の区分のみ申し上げます。

支出、第1款水道事業費用2億4,043万9,000円、228万9,000円の減、2億3,815万円。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,034万8,000円を7,262万円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額161万8,000円を182万2,000円に、減債積立金1,568万4,000円を1,775万2,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げます。

なお、款の区分のみ申し上げます。

収入、第1款資本的収入9,331万4,000円、83万5,000円、9,414万9,000円。

次ページをお願いいたします。

支出、第1款資本的支出1億6,366万2,000円、310万7,000円、1億6,676万9,000円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第5条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

科目、職員給与費、既決予定額3,429万6,000円、補正予定額197万3,000円の減、計3,232万3,000円。

令和3年12月16日専決処分、下仁田町長 原秀男。

なお、次ページの実施計画以降につきましては、さきの全員協議会で説明済みでありますので、省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 総務課長にお尋ねします。

専決処分書の専決処分の理由がこのままだと住民の方には分からないので、専決処分の理由は、定足数に足りなかったから専決処分をしたと。なお、定足数に足りなかった理由は、12月16日、議会運営委員長堀口博志君を含む議長不信任案を提出したメンバー8人の方が議場から退出したために定足数に足りなかったということによろしいですか。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 暫時休憩をお願いいたします。

○議長 島崎紘一 暫時休憩します。

休 憩 午前10時23分

再 開 午前10時33分

○議長 島崎紘一 休憩を解いて再開いたします。

総務課長

○総務課長 岡野均 お答えいたします。

先ほど佐藤公夫議員の質問に対してお答えをさせていただきたいと思っております。

地方自治法の179条第1項による専決処分できる要件でございます。

4点ございまして、まず1点目が、議会が成立しないときと。この議会が成立しないという案件では、内容は、在職議員の総数が定数の半数に満たないことということがございます。また、地方自治法第113条のただし書きにおく議会が開くことが出来ないということで、こちらについては、除斥等により半数に達しないとき。また、同一の事件につき再度招集しても、また半数に達しない時ということで、こちらも半数に満たないときは専決処分が出来ると。3点目が、先ほど申しました緊急を要するときに議会を招集するいとま、時間がない時という案件もございます。また、4点目においては、議会において議決すべき事件を議決しない時という4つの条件がありまして、これによって専決処分が出来るということとございまして、12月の定例会においては、私どものほうの提案をさせていただいた案件を、定足数に足らなくて協議をしてもらえなかったということで、今回専決処分をさせていただきました。

○議長 島崎紘一 ただいま休憩が入りましたので、その前の第5号議案、説明が終わりましたので……

○10番 堀口博志 議長。

○議長 島崎紘一 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

○10番 堀口博志 議長。

○議長 島崎紘一 はい。

○10番 堀口博志 先ほど、佐藤公夫議員から専決処分の内容についての質問の中で退席をされましたが、議員が退席したから議場が定足数に足りず議会が出来なかった、それが理由だとおっしゃいましたが、議会中は、その時は暫時休憩を取っておりまして、休憩中でありますので退席には当たらないと思いますので、撤回をお願いいたします。

○議長 島崎紘一 今の質問でございませけれども、暫時休憩をした後に再開をしようと思ったら、定足数に達しなかったので再開できなかつた、そういうふうに私は述べました。そのとおりでございませ。

堀口博志さん

○10番 堀口博志 議長の発言でなくて、佐藤公夫議員が先ほど退席をして議場が定足数に足りなかつた、そういう発言をしております。これは違ひませ。議長が暫時休憩を取りましたので、出た。これは議事録に残っておりますので、確認をした上で訂正をお願いいたします。

○議長 島崎紘一 繰り返しますが、再開が出来なかつたということは、定足数に達しなかつたから再開できなかつたということとす。

堀口博志さん

○10番 堀口博志 そうではなくて、先ほどの佐藤公夫議員の発言で、議員が退席をしたから議場が定足数に足りず進行できなかったという発言でありました。そうじゃなくて、議長が暫時休憩をその場にとっておりますので、議場が休憩に入っていたことです。ですから、そういうふうに訂正をお願いいたします。

○議長 島崎紘一 水かけ論になると思いますけれども、佐藤公夫さん、どうですか。

佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 お答えしません。

○議長 島崎紘一 ということでございますが。

堀口博志さん

○10番 堀口博志 議事録が残っておりますので、議事録の確認を願いたいと思います。

○議長 島崎紘一 後ほど、そういうことで議会運営委員会で協議をしていただきたいと思います。なお、日程どおりに議事が進まないと困りますので、このまま議事を進めさせていただきます。

それでは、先ほど申し上げましたように、第5号議案説明が終了いたしておりますので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

第5号議案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第5号議案は、原案のとおり承認されました。

---

○議長 島崎紘一 次に、日程第7、第6号議案「下仁田町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。

総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第6号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し

上げます。

第6号議案 下仁田町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を下仁田町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記、住所、XXXXXXXXXX、氏名、福田保幸、XXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXX、任期、令和4年5月1日から令和7年4月30日。

令和4年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

提案理由ですが、酒井俊輔氏が令和4年4月30日をもって任期満了となるためでございます。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

第6号議案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 ご異議ないものと認めます。よって、第6号議案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

○議長 島崎紘一 次に、日程第8、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。

住民税務課長

(猪野ともえ住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 猪野ともえ 命によりまして、諮問第1号を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記、住所、XXXXXXXXXX、氏名、神戸百合子、XXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXX、任期、令和4年7月1日から令和7年6月30日。

令和4年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

提案理由、岩井けさ江氏が令和4年6月30日任期満了となるためでございます。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

諮問第1号を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 ご異議ないものと認めます。よって、諮問第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

○議長 島崎紘一 次に、日程第9、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。

住民税務課長

(猪野ともえ住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 猪野ともえ 命によりまして、諮問第2号を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

記、住所、XXXXXXXXXX、氏名、阿久澤康之、XXXXXXXXXX

XXXXXXXXXX、任期、令和4年7月1日から令和7年6月30日。

令和4年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。  
提案理由、神戸澄江氏が令和4年6月30日任期満了となるためでございます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

諮問第2号を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 ご異議ないものと認めます。よって、諮問第2号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

○議長 島崎紘一 次に、日程第10、第7号議案「群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について」を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。

総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第7号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第7号議案 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について。

群馬県市町村総合事務組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、別紙のとおり群馬県市町村総合事務組合組織団体間にお

いて協議の上定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

提案理由でございますが、1、群馬県市町村総合事務組合の組織団体が、脱退せず別表第2の1の項の事務の共同処理を終了する場合に、退職手当の支給事務に係る負担金の還付または特別徴収を行えるように改正するため。

2、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である桐生地域医療組合が令和4年3月31日をもって別表第2の1の項の事務の共同処理を終了するため。

3、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である邑楽館林医療事務組合の名称が令和4年4月1日から邑楽館林医療企業団と変更されるためでございます。

別紙規約変更に関する協議書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 島崎絃一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎絃一 質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎絃一 討論ないものと認め、討論を終結し、採決いたします。

第7号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎絃一 挙手全員です。よって、第7号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 島崎絃一 次に、日程第11、第8号議案「下仁田町個人情報保護条例の一部を改正する条例」を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。

総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第8号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第8号議案 下仁田町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

下仁田町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。



以下の内容につきましては、さきの全員協議会でご説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 島崎絃一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎絃一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎絃一 討論ないものと認め、討論を終結し、採決いたします。

第8号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎絃一 挙手全員です。よって、第8号議案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長 島崎絃一 次に、日程第12、議案第9号「下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を改正する条例」を議題とし、議会事務局長に朗読させます。  
局長

(岩井収議会事務局長 登壇)

○議会事務局長 岩井収 命によりまして、議案書を朗読いたします。

議案第9号 下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を改正する条例。  
上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び下仁田町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和4年3月8日、下仁田町議会議長 島崎絃一様。

提出者、下仁田町議会議員、堀口博志、賛成者、同、岡田邦敏、同、岩崎正春、同、佐藤博、同、千野榮治、同、岡田武二。

別紙をご覧ください。

下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を改正する条例。

第1条、下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中、100分の222.5を100分の215.0に改める。

附則、施行期日、第1条、この条例は公布の日から施行する。

令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置。

第2条、令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の下仁田町議会の議員の諸給与支給条例第6条第2項の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額を減じた額とする。

提出の理由、地方公務員の給与改定に伴い、下仁田町議会の議員の諸給与支給条例の一部を改正する必要性が生じたためです。

以上です。

○議長 島崎絃一 朗読が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎絃一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎絃一 討論ないものと認め、討論を終結し、採決いたします。

議案第9号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎絃一 挙手全員です。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長 島崎絃一 次に、日程第13、第10号議案「下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例」を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。

総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第10号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第10号議案 下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を改正する条例。

第1条、下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中、100分の222.5を100分の215に改める。

附則、施行期日、第1条、この条例は公布の日から施行する。

令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置。

第2条、令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の下仁田町長、副町長及び教育長の諸給与支給条例第3条第2項の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額を減じた額とする。

令和4年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第10号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第10号議案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長 島崎紘一 次に、日程第14、第11号議案「下仁田町職員の給与に関する条例及び下仁田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。

総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第11号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第11号議案 下仁田町職員の給与に関する条例及び下仁田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例。

下仁田町職員の給与に関する条例の一部改正。

第1条、下仁田町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

以下の内容につきましては、さきの全員協議会でご説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

附則、施行期日、第1条、この条例は、公布の日から施行する。

令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置。

以下の内容につきましても、さきの全員協議会でご説明をいたしましたの

で、ご省略をさせていただきます。

2 ページをお願いいたします。

令和4年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございますが、よろしく申し上げます。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結し、採決いたします。

第11号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第11号議案は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

なお、再開を11時10分といたします。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時09分

○議長 島崎紘一 休憩を解いて再開いたします。

---

○議長 島崎紘一 次に、日程第15、第12号議案「下仁田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。

総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第12号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第12号議案 下仁田町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、下仁田町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

以下の内容につきましては、さきの全員協議会でご説明をいたしましたので、ご省略させていただきます。

2 ページをお願いします。

附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございますが、よろしくお願ひいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結し、採決いたします。

第12号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第12号議案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長 島崎紘一 次に、日程第16、第13号議案「下仁田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。

総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第13号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第13号議案 下仁田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。

下仁田町固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正する。

以下の内容につきましては、さきの全員協議会でご説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

令和4年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございますが、よろしくお願ひいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。  
第13号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第13号議案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長 島崎紘一 次に、日程第17、第14号議案「下仁田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」を議題とし、提案理由の説明を福祉課長に求めます。

福祉課長

(岡野宏巳福祉課長 登壇)

○福祉課長 岡野宏巳 命によりまして、第14号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第14号議案 下仁田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

下仁田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

以下の内容につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

附則、施行期日、第1項、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結し、採決いたします。  
第14号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第14号議案は、原案のとおり可決さ

れました。

- 
- 議長 島崎紘一 次に、日程第18、第15号議案「下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。

住民税務課長

(猪野ともえ住民税務課長 登壇)

- 住民税務課長 猪野ともえ 命によりまして、第15号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第15号議案 下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

下仁田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

以下の内容につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので、説明は省略させていただきます。

3ページをお願いいたします。

附則、施行期日、第1項、この条例は、公布の日から施行する。

以降につきましても、説明は省略させていただきます。

令和4年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございますが、よろしくをお願いいたします。

- 議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第15号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

- 議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第15号議案は、原案のとおり可決されました。

- 
- 議長 島崎紘一 次に、日程第19、第16号議案「下仁田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例」を議題とし、提案理由の説明を商工観光課長に求めます。

商工観光課長

(佐藤圭司商工観光課長 登壇)

○商工観光課長 佐藤圭司 命によりまして、第16号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第16号議案 下仁田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例。

下仁田町小口資金融資促進条例の一部を次のように改正する。

附則第2項中、令和4年3月31日を令和5年3月31日に改める。

附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結し、採決いたします。

第16号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第16号議案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長 島崎紘一 次に、日程第20、第17号議案「下仁田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」を議題とし、提案理由の説明を建設水道課長に求めます。

建設水道課長

(佐藤正明建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 佐藤正明 命によりまして、第17号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第17号議案 下仁田町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

下仁田町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

第2条中、別表を次のとおりに改める。

別表につきましては、さきの全員協議会で説明いたしましたので、省略させていただきます。

最終ページをお願いいたします。



附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第17号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第17号議案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長 島崎紘一 次に、日程第21、第18号議案「下仁田町消防団条例」を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。

総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第18号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第18号議案 下仁田町消防団条例。

下仁田町消防団条例の全部を改正する。

趣旨、第1条、この条例は、消防組織法第18条第1項、第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに非常勤の消防団員の定員、任免、給与、服務その他身分の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

以下の内容につきましては、さきの全員協議会でご説明をいたしましたので、省略させていただきます。

3ページをお願いいたします。

附則、施行期日、第1項、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

以下の内容につきましても、省略をさせていただきます。

令和4年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第18号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第18号議案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長 島崎紘一 次に、日程第22、議案第19号「下仁田町議会の議員の諸給与の特例に関する条例」を議題とし、提案者より提案理由の説明を求めます。

堀口博志議員

(10番 堀口博志議員 登壇)

○10番 堀口博志 議案第19号 下仁田町議会の議員の諸給与の特例に関する条例。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び下仁田町議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年3月8日、下仁田町議会議長 島崎紘一様。

提出者、下仁田町議会議員、堀口博志、賛成者、同、小井土光弘、賛成者、同、大手博幸、賛成者、同、佐々木信也、賛成者、同、岡田邦敏、賛成者、同、木暮弘元、賛成者、同、佐藤博、賛成者、同、岡田武二。

下仁田町議会の議員の諸給与の特例に関する条例。

第1条、この条例は、下仁田町議会の議員に支給する議員報酬の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条、下仁田町議会の議員に支給する議員報酬の月額は、令和4年4月1日から令和5年9月9日までの間においては、下仁田町議会の議員の諸給与支給条例第1条の規定にかかわらず、月額19万9,000円とする。

附則、第1条、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

第2条、この条例は、令和5年9月9日限り、その効力を失う。

提出の理由、正副議長の2年ごとの交代の慣例の取扱いをめぐり、議会運営上の混乱を招いたこと及び町民に不安と不信感を抱かせたことを鑑み、減

額するものである。

ただし、現議員の議員任期までとする。

○議長 島崎紘一 朗読が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 議員報酬の見直しについては大賛成です。ただし、今回提出される給与の特例に関する条例については、附則を取り外すほうが望ましいかと思えます。なぜ、現議員限りの給与の改定であるのだから、その辺、理由をお聞かせ願いたいです。

○議長 島崎紘一 提案者、堀口博志議員

(10番 堀口博志議員 登壇)

○10番 堀口博志 お答えします。

提案理由につきましては、先ほど述べたとおりでございます。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 あえて何も現職の議員に限らず、この特例事項を外さんほうがスマートで、住民、町民に分かりやすいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長 島崎紘一 堀口博志議員

(10番 堀口博志議員 登壇)

○10番 堀口博志 私としましては、この提案が最良だと思っております。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 まず、この条例案の提案は、議長不信任案を提出したときの提出者と賛同者がまるまで同じです。この提出の理由をよくかみしめてみると、議長報酬の取り上げだと、かように感じますけれども、いかがでしょうか。

(10番 堀口博志議員 登壇)

○10番 堀口博志 提出提案理由は先ほど述べたとおりでございますので、最良だと思っておりますし、このほかの考え方はございませんでした。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 議長報酬、1か月幾らでしたか。

(10番 堀口博志議員 登壇)

○10番 堀口博志 私としては、しかと記憶しておりませんので、事務局にお願いしたいと思います。

○議長 島崎紘一 事務局長

○議会事務局長 岩井収 議長報酬は27万5,000円でございます。

○12番 佐藤公夫 議長報酬が27万5,000円、一般の役職のついていない議員が19万9,000円。簡単な計算をすると、19万9,000円の16か月分、約320万近くなるかと思えます。議長の報酬は27万5,000円の16か月分、これは440万円ぐらいになるのかな。

この提出議案を見ると、どうも議長報酬が一般の議員よりも1年間約120万円、2年で240万、4年やると480万円の報酬の差が出てくる。いつそのこと、この期限を外したらどうですか。恒久的に19万9,000円。併せて19万9,000円の議員報酬の時の下仁田町の人口と現在の人口を考えると、議員定数は減らさなくて報酬を減らすような提案をしていただくと大変ありがたいんですけども、議会運営委員長として、今後そのような提案をお願いしたいものですけども、いかがですか。

○議長 島崎紘一 堀口博志議員

(10番 堀口博志議員 登壇)

○10番 堀口博志 ただいま議員として提案をしておりますので、この提案が私の、今は最良だと思っております。

○議長 島崎紘一 ほかに質疑ございますか。

岩崎正春君

○6番 岩崎正春 私も、議員の給与に関する見直しはぜひとも必要だと思いますが、今回、その提案に当たって、本来ならば、議員の身分に関する事は議員協議会等で協議の上、そういった提案がなされるのが今までの慣例です。

そういった手続を踏まず、いきなり本会議にそれが上程されたということは、私は、今までの記憶からそういう例はなかったんじゃないかと思えますけれども、その辺についてお尋ねします。

○議長 島崎紘一 堀口博志議員

(「その席でもいいですよ、行ったり来たりしなくても」の声あり)

○議長 島崎紘一 堀口博志議員

○10番 堀口博志 お答えいたします。

まず、先ほどの佐藤議員の質問にお答えをしましたように、議員としての提案でございます。先般、さきの議案の中で期末手当等について述べられましたが、これは委員会に関することであります。したがって、議会として決定をし、代表としての役割を果たしてくれということで指定をいただきまして、提案者となりました。

今回の議案については、議員としての提案でございますので、全員で審議することではなく、と思えますし、また、提案した議案について賛否をお願

いすればいいのかと考えております。

○議長 島崎紘一 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 もちろんこうした議員提案することは当然結構なことですが、これを見ると、これに該当して手当等がカットされる方は、この提案者の8人以外にもいらっしゃるわけなので、やっぱりどのような形であっても、報酬がカットされるということは、事前にそれらの方を含めて協議の上、こういったものは提案なされるほうがいいのではないかと思います。

もちろん堀口議員をはじめ8人の皆さんは、慣例を重視するということをお大義に不信任決議案を出されたわけですから、私は、最後まで慣例を重視する姿勢を貫いて欲しかったと思います。この点についてはどうですか。

○議長 島崎紘一 堀口博志議員

○10番 堀口博志 私、先ほどから申し上げておりますように、これ以外の考え方はございませんでしたし、これが最良だと思って私が提案をいたしました。

○議長 島崎紘一 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 それでは、この諸費用の中に、私は、議会の推薦を得て、町長より任命を受けて、監査委員をさせていただいております。一般会計の資料20ページの2款6項にも監査委員費というのが計上されておりますが、私もいわゆる1年間、昨年の実績からいくと18日ぐらい出て、13万1,000円ほど監査委員費を頂戴いたしました。それらも含めてということによろしいんですか。

○議長 島崎紘一 堀口博志君

○10番 堀口博志 あくまでも議会に関する条例の特例でございますので、そのことに対しては、私は関知いたしません。

○議長 島崎紘一 岩崎正春君

○6番 岩崎正春 私も議会議員なので、ぜひこれは含めて欲しいなと思います。さもなければ、これを、民間の監査委員もいらっしゃることでありますから、私だけそれを頂くのは困るので、それが、私が監査委員費は要りませんよと言ったら、執行部側は私に監査委員費を不支給とすることができますか。

○議長 島崎紘一 堀口博志君

○10番 堀口博志 提案者としての回答じゃなくて、議運委員長としてですけれども、今の質問に関しては、ただいま私ども提案をしております議案に対するの質問だと思いますので、今の岩崎議員の質問は、それとは逸脱していると思いますので、違う席のほうがいいと思いますが。

○議長 島崎紘一 今は提案者と質問者の質疑でありますので、議運の委員長とし

での立場の発言は控えていただきたい。

岩崎正春君

- 6番 岩崎正春　　なお、私も、先ほども言いましたように、議会の推薦を得て議会議員として監査委員に行っておりますので、いろいろ私だけ報酬を、これがもし通れば、私だけ監査委員費をもらうわけにはいきませんので、何らかの方法で、ここでふさわしくないというのであれば、また後日、執行部側とも協議の上、不支給に出来る方法を後ほど考えたいと思います。

以上です。

- 議長 島崎紘一　　ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

- 議長 島崎紘一　　質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長 島崎紘一　　討論ないものと認め、討論を終結し、採決いたします。

議案第19号を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

- 議長 島崎紘一　　挙手多数です。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

- 
- 議長 島崎紘一　　次に、日程第23、第20号議案「財産の処分について」を議題とし、提案理由の説明を農林課長に求めます。

農林課長

(佐藤茂治農林課長 登壇)

- 農林課長 佐藤茂治　　命によりまして、第20号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第20号議案 財産の処分について。

地方自治法第96条第1項第6号の規定により、次の建物を適正な対価なくして譲渡することについて、議会の議決を求める。

記、1、建物の表示、種類、林業総合センター、所在、下仁田町大字下小坂45の7、構造、木造2階建て、延べ床面積712平米、2、譲渡の金額、無償、3、譲渡の相手方、下仁田町大字下小坂45の7、下仁田町森林組合、代表理事組合長、石井薫。

令和4年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結し、採決いたします。

第20号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第20号議案は、原案のとおり可決されました。

---

○議長 島崎紘一 次に、日程第24、第21号議案「下仁田町林業総合センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例」を議題とし、提案理由の説明を農林課長に求めます。

農林課長

(佐藤茂治農林課長 登壇)

○農林課長 佐藤茂治 命によりまして、第21号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第21号議案 下仁田町林業総合センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例。

下仁田町林業総合センターの設置及び管理に関する条例（平成20年下仁田町条例第15号）は廃止する。

附則、この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結し、採決いたします。

第21号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第21号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 島崎紘一 次に、日程第25、第22号議案「指定管理者の指定について（道の駅しもにた）」を議題とし、提案理由の説明を商工観光課長に求めます。

商工観光課長

(佐藤圭司商工観光課長 登壇)

○商工観光課長 佐藤圭司 命によりまして、第22号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第22号議案 指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

令和4年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、道の駅しもにた、2、指定管理者となる団体、住所、群馬県甘楽郡下仁田町大字馬山3766番地11、団体名、有限会社産業開発しもにた、代表者名、代表取締役 原秀男、3、指定の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 22号議案を見ると、議案の提出者が下仁田町長原秀男、指定管理の受託者が有限会社産業開発しもにた、代表者名、代表取締役、原秀男。よその自治体ではこういうようななれなれの組織は存在しないと思います。こういうような組織は他の自治体でありますか、総務課長。

○議長 島崎紘一 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えします。

他の自治体の状況等は、ちょっと私は把握してございません。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 代表取締役として報酬をもらっていない、これだけでも幸いだなど。ただ、取締役社長、無配のまんまじゃ困るんですよ。産業開発しもにたが、株の配当が無配が続いている。この辺のところはどういうふうに変



えていきますか。

○議長 島崎紘一 答弁はどなたですか。

町長

○町長 原秀男 このケースは、ずっと、また慣例と言いたくないんですけども、最初からこういった形でずっと進んできておりますね。それで、そういう中で、そもそものでき方がどこにあったか分かりませんが、こういう形でのいいということで、ずっと議会も認めて進んできたと思います。

そういう中で、私も町長になって、社長になって、今、6年目になって感じておることは、やはりこの形態でいくのはなかなか指定管理の問題も含めて、そもそもが、でき方が難しいんじゃないかなと感じていましたけれども、またその辺も感じています。

そういう中で、株の配当を受ける代わりに、今、あれは管理料というんですかね、そういう形で町のほうへ、最初から金額的には入っていましたけれども、またそれを増額して町のほうへ基金に入れていると、そういう形で、株の配当を受ける代わりに、これが正解かどうかは分かりませんが、そういう形では推移しておると思います。

この辺は、また先日、また質問もありましたけれども、また去年の12月の一般質問もありましたが、社長の問題も含めて考えていきたいと思っています。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 産業開発の決算月はたしか6月だったと思います。6月の決算が済んだ後の株主総会等が8月末までの間に開催がされるわけですから、そこで人事を考えていただくと。そこで、取締役社長、原秀男が交代しなければ、9月の定例会でまたこのことについて一般質問をさせていただきますので、それまでの間でぜひ人事の改革を努力してください。

○議長 島崎紘一 答弁はいいですか。

(「はい、いいですよ」の声あり)

○議長 島崎紘一 ほかに質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 討論ないものと認め、討論を終結し、採決いたします。

第22号議案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 島崎紘一 挙手全員です。よって、第22号議案は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

なお、再開を午後1時といたします。

休 憩 午前11時52分

再 開 午後 0時59分

○議長 島崎紘一 休憩を解いて再開いたします。

---

○議長 島崎紘一 次に、日程第26、第23号議案から第27号議案までを一括議題とし、第23号議案「令和3年度下仁田町一般会計補正予算（第6号）」から順次説明を願います。

総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第23号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第23号議案 令和3年度下仁田町一般会計補正予算（第6号）。

令和3年度下仁田町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,309万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億8,252万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入です。

- 1 款町税 9 8 4 万 1, 0 0 0 円の減。
- 1 1 款地方交付税 1 億 1, 2 8 0 万 8, 0 0 0 円。
- 1 3 款分担金及び負担金 4 0 万 6, 0 0 0 円。
- 1 4 款使用料及び手数料 1 6 4 万円の減。
- 1 5 款国庫支出金 7 0 2 万円。
- 1 6 款県支出金 8 5 9 万 4, 0 0 0 円の減。
- 1 8 款寄附金 3 5 万円。
- 1 9 款繰入金 2 9 5 万 2, 0 0 0 円。
- 2 1 款諸収入 1 9 3 万円。
- 2 2 款町債 7 7 0 万円。

歳入合計 5 3 億 6, 9 4 3 万 2, 0 0 0 円に 1 億 1, 3 0 9 万 1, 0 0 0 円を追加し、5 4 億 8, 2 5 2 万 3, 0 0 0 円としたいとします。

4 ページをお願いいたします。

歳出です。

- 1 款議会費 1 4 0 万 4, 0 0 0 円の減。
- 2 款総務費 5, 4 7 9 万 9, 0 0 0 円の減。
- 3 款民生費 3 5 4 万 4, 0 0 0 円の減。
- 4 款衛生費 1 億 9, 1 8 1 万 3, 0 0 0 円。
- 6 款農林水産業費 1, 4 1 2 万 2, 0 0 0 円の減。
- 8 款土木費 7 9 6 万 6, 0 0 0 円の減。
- 1 0 款教育費 1 6 8 万 7, 0 0 0 円の減。
- 1 2 款公債費 4 8 0 万円。

歳出合計 5 3 億 6, 9 4 3 万 2, 0 0 0 円に 1 億 1, 3 0 9 万 1, 0 0 0 円を追加し、5 4 億 8, 2 5 2 万 3, 0 0 0 円としたいとします。

6 ページをお願いいたします。

2 表、繰越明許費です。

2 款総務費、1 項総務管理費は、事業名、ネットワークシステム維持管理費で 9 6 万円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金で 8, 0 0 9 万 7, 0 0 0 円、3 項戸籍住民基本台帳費は、住民基本台帳管理で 2 6 4 万円、8 款土木費、2 項道路橋梁費は、橋梁維持管理事業で 1, 7 9 0 万円、3 項河川費は、治水砂防対策事業で 1, 1 8 5 万円をそれぞれ繰越ししたいとす

るものでございます。

3表、地方債補正（変更）です。

起債の目的、過疎対策事業債は、限度額9,510万円から490万円を減額し9,020万円に、過疎対策事業債ソフト事業分は、限度額6,280万円に1,720万円を追加し8,000万円に、緊急自然災害防止対策事業債は、限度額1,060万円から460万円を減額し600万円にそれぞれ変更したいとするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じです。

次に、歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきまして、説明を省略させていただきます。また、10ページの2、歳入及び15ページの3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明をいたしましたので、省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 島崎紘一 以上で一般会計の説明が終わりました。

続いて、第24号議案「令和3年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、第25号議案「令和3年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」及び第26号議案「令和3年度下仁田町介護保険特別会計補正予算」について、福祉課長に説明を求めます。

福祉課長

（岡野宏巳福祉課長 登壇）

○福祉課長 岡野宏巳 命によりまして、第24号議案から第26号議案までを朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第24号議案 令和3年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度下仁田町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,981万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,771万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

歳入です。

1 款国民健康保険税 9 1 7 万円の減。

4 款県支出金 3, 2 2 5 万 5, 0 0 0 円。

6 款繰入金 6 4 1 万 1, 0 0 0 円。

8 款諸収入 1, 0 3 1 万 6, 0 0 0 円。

歳入合計 9 億 3, 7 9 0 万 2, 0 0 0 円に 3, 9 8 1 万 2, 0 0 0 円を増額し、9 億 7, 7 7 1 万 4, 0 0 0 円としたいとするものです。

続きまして、歳出でございます。

2 款保険給付費 2, 5 6 0 万円。

9 款諸支出金 1, 4 2 1 万 2, 0 0 0 円。

歳出合計 9 億 3, 7 9 0 万 2, 0 0 0 円に 3, 9 8 1 万 2, 0 0 0 円を増額し、9 億 7, 7 7 1 万 4, 0 0 0 円としたいとするものです。

次のページです。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては、省略させていただきます。5ページ、2の歳入、8ページ、3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、第25号議案をお願いいたします。

第25号議案 令和3年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度下仁田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1, 1 0 9 万 1, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1 億 4, 0 4 7 万 8, 0 0 0 円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料 7 2 4 万 5, 0 0 0 円の減。

3 款繰入金 3 8 4 万 6, 0 0 0 円の減。

歳入合計 1 億 5, 1 5 6 万 9, 0 0 0 円から 1, 1 0 9 万 1, 0 0 0 円を減額し、1 億 4, 0 4 7 万 8, 0 0 0 円としたいとするものです。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費 1 0 万円の減。

3 款後期高齢者医療広域連合納付金 1, 0 9 9 万 1, 0 0 0 円の減。

歳出合計 1 億 5, 1 5 6 万 9, 0 0 0 円から 1, 1 0 9 万 1, 0 0 0 円を減額し、1 億 4, 0 4 7 万 8, 0 0 0 円としたいとするものです。

次のページ、お願いします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1 の総括につきましては、省略させていただきます。5 ページ、2 の歳入、6 ページ、3 の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、第 2 6 号議案をお願いいたします。

第 2 6 号議案 令和 3 年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）。

令和 3 年度下仁田町の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 9 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 4 億 3, 1 6 8 万 3, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 3 月 8 日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いします。

第 1 表、歳入歳出予算補正でございますが、今までと同じように、款の区分と補正予算額を申し上げます。

歳入でございます。

3 款国庫支出金 3 8 1 万 1, 0 0 0 円。

4 款支払基金交付金 1 2 万 5, 0 0 0 円。

5 款県支出金 1 9 万 2, 0 0 0 円。

7 款繰入金 3 3 4 万 2, 0 0 0 円の減。

9 款諸収入 9 万 4, 0 0 0 円の減。

歳入合計 1 4 億 3, 0 9 9 万 1, 0 0 0 円に 6 9 万 2, 0 0 0 円を追加し、  
1 4 億 3, 1 6 8 万 3, 0 0 0 円としたいとするものです。

次のページです。

歳出でございます。

2 款保険給付費 1 5 4 万 8, 0 0 0 円。

5 款地域支援事業費 8 5 万 6, 0 0 0 円の減。

歳出合計 1 4 億 3, 0 9 9 万 1, 0 0 0 円に 6 9 万 2, 0 0 0 円を追加し、  
1 4 億 3, 1 6 8 万 3, 0 0 0 円としたいとするものです。

次のページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1 の総括につきましては、省略させていただきます。6 ページ、2 の歳入、9 ページ、3 の歳出につきましては、さきの全員協議会で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長 島崎紘一 次に、第 2 7 号議案「令和 3 年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 1 号）」について、建設水道課長に説明を求めます。

建設水道課長

（佐藤正明建設水道課長 登壇）

○建設水道課長 佐藤正明 命によりまして、第 2 7 号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第 2 7 号議案 令和 3 年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 1 号）。

令和 3 年度下仁田町の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 2 8 3 万 8, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 9 2 0 万 2, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第 2 条、地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 4 年 3 月 8 日提出、下仁田町長 原秀男。

次ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

歳入。

1 款分担金及び負担金 3 2 万円の減。

2 款使用料及び手数料 5 万 9, 0 0 0 円の減。

4 款県支出金 9 5 万円の減。

6 款繰入金 1 9 2 万円の減。

8 款諸収入 6 1 万 1, 0 0 0 円。

9 款町債 1, 0 2 0 万円の減。

歳入合計 8, 2 0 4 万円から 1, 2 8 3 万 8, 0 0 0 円を減額し、6, 9 2 0 万 2, 0 0 0 円としたいとしますものでございます。

次に、歳出です。

1 款浄化槽事業費 1, 2 4 9 万 6, 0 0 0 円の減。

2 款公債費 3 4 万 2, 0 0 0 円の減。

歳出合計 8, 2 0 4 万円から 1, 2 8 3 万 8, 0 0 0 円を減額し、6, 9 2 0 万 2, 0 0 0 円としたいとしますものでございます。

次ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正（変更）でございます。

起債の目的、浄化槽施設設置事業（下水道事業債）、限度額 1, 4 2 0 万円から 6 6 0 万円を減額し 7 6 0 万円に、浄化槽施設設置事業（過疎対策事業債）、限度額 5 6 0 万円から 3 2 0 万円減額し 2, 0 0 0 万円に、限度額計 1, 9 8 0 万円から 9 6 0 万円にしたいとしますものでございます。

なお、記載の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じでございます。

次ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1 の総括につきましては、省略させていただきます。なお、5 ページからの 2、歳入、7 ページからの 3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上でございます。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたので、第23号議案から第27号議案までに対する質疑に入ります。

質疑に際しましては、会計名とページ数を申し述べていただきますよう、あらかじめお願いをしておきます。



それでは、質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結し、第23号議案から第27号議案の5議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 ご異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

---

○議長 島崎紘一 次に、日程第27、第28号議案から第33号議案まで、一括議題といたします。まず、第28号議案「令和4年度下仁田町一般会計予算」から順次説明を願います。

総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第28号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

予算書1ページをお願いいたします。

第28号議案 令和4年度下仁田町一般会計予算。

令和4年度下仁田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ48億1,600万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5億円とする。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、各項に計上した旅費、需用費及び役務費に係る予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございますが、款の区分と予算額を申し上げます。初めに、歳入です。

1 款町税 7 億 8, 5 4 4 万円。

2 款地方譲与税 8, 6 0 0 万 8, 0 0 0 円。

3 款利子割交付金 5 0 万円。

4 款配当割交付金 2 5 1 万円。

5 款株式等譲渡所得割交付金 1 9 9 万円。

6 款法人事業税交付金 5 0 0 万円。

7 款地方消費税交付金 1 億 5, 6 0 0 万円。

8 款ゴルフ場利用税交付金 1, 1 0 0 万円。

9 款環境性能割交付金 4 0 0 万円。

1 0 款地方特例交付金 3 0 0 万 1, 0 0 0 円。

1 1 款地方交付税 2 3 億 6, 0 0 0 万円。

1 2 款交通安全対策特別交付金 1 1 0 万円。

1 3 款分担金及び負担金 1, 6 7 2 万 1, 0 0 0 円。

1 4 款使用料及び手数料 4, 0 8 8 万 1, 0 0 0 円。

1 5 款国庫支出金 4 億 1, 5 3 1 万 9, 0 0 0 円。

1 6 款県支出金 2 億 9, 1 0 5 万 9, 0 0 0 円。

1 7 款財産収入 5 1 2 万 3, 0 0 0 円。

1 8 款寄附金 7, 5 3 2 万 1, 0 0 0 円。

4 ページをお願いいたします。

1 9 款繰入金 1 億 3, 9 1 1 万 7, 0 0 0 円。

2 0 款繰越金 1, 0 0 0 万円。

2 1 款諸収入 4, 4 9 1 万円。

2 2 款町債 3 億 6, 1 0 0 万円。

歳入合計 48 億 1,600 万円としたいとします。

5 ページをお願いいたします。

次に、歳出です。

1 款議会費 7,240 万 3,000 円。

2 款総務費 8 億 5,891 万 9,000 円。

3 款民生費 10 億 4,406 万 9,000 円。

4 款衛生費 7 億 7,266 万 5,000 円。

5 款労働費 72 万 4,000 円。

6 款農林水産業費 2 億 6,978 万 7,000 円。

7 款商工費 9,355 万 6,000 円。

8 款土木費 3 億 1,186 万 3,000 円。

次ページをお願いいたします。

9 款消防費 2 億 7,870 万 9,000 円。

10 款教育費 4 億 5,278 万 7,000 円。

11 款災害復旧費 1 万 1,000 円。

12 款公債費 6 億 4,837 万 9,000 円。

13 款諸支出金 212 万 8,000 円。

14 款予備費 1,000 万円。

歳出合計 48 億 1,600 万円としたいとします。

第 2 表、債務負担行為です。

事項につきましては下仁田町学校給食センター調理等業務委託で、期間を令和 5 年度から令和 7 年度までとし、限度額を 9,500 万円としたいとします。

第 3 表、地方債です。

起債の目的と限度額は、過疎対策事業債 1 億 7,810 万円、過疎対策事業債ソフト事業分 4,910 万円、公営住宅建設事業債 370 万円、防災対策事業債 880 万円、緊急自然災害防止対策事業債 5,130 万円、臨時財政対策債 7,000 万円。限度額計 3 億 6,100 万円で、起債の方法は証書借入れ、または証券発行、利率は年 3%以内とし、償還の方法は借入れ先の融資条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利債に借換えすることができるとしたいとします。

8 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1 の総括につきましては、説

明を省略させていただきます。11ページ、2、歳入及び28ページ、3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 島崎紘一 以上で一般会計予算の説明が終わりました。

続いて、第29号議案「令和4年度下仁田町国民健康保険特別会計予算」、第30号議案「令和4年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算」及び第31号議案「令和4年度下仁田町介護保険特別会計予算」について、福祉課長に説明を求めます。

福祉課長

(岡野宏巳福祉課長 登壇)

○福祉課長 岡野宏巳 それでは、予算書の159ページをお願いいたします。

命によりまして、第29号議案から第31号議案まで朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第29号議案 令和4年度下仁田町国民健康保険特別会計予算。

令和4年度下仁田町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億2,974万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した旅費、需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算でございますが、款の区分と金額を申し上げます。  
初めに、歳入です。

第1款国民健康保険税1億4,675万5,000円。

2款使用料及び手数料2万6,000円。

3款国庫支出金1,000円。

4款県支出金7億1,069万8,000円。

5款財産収入2,000円。

6款繰入金7,187万8,000円。

7款繰越金1,000円。

8款諸収入38万6,000円。

歳入合計9億2,974万7,000円としたいとするものです。

次に、歳出でございます。

1款総務費738万5,000円。

2款保険給付費6億7,203万9,000円。

3款国民健康保険事業費納付金2億2,490万6,000円。

4款共同事業拠出金1,000円。

5款財政安定化基金拠出金1,000円。

6款保健事業費1,747万8,000円。

7款基金積立金2,000円。

8款公債費3,000円。

次のページをお願いします。

9款諸支出金493万2,000円。

10款予備費300万円。

歳出合計9億2,974万7,000円としたいとするものです。

次のページの歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては、省略させていただきます。また、165ページ、2の歳入及び171ページ、3の歳出につきましては、さきの全員協議会で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、185ページをお願いいたします。

第30号議案 令和4年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算。

令和4年度下仁田町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億5,338万1,000

円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算でございますが、款の区分と金額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

第1款後期高齢者医療保険料9,250万2,000万円。

2款使用料及び手数料1万9,000円。

3款繰入金5,431万7,000円。

4款繰越金1,000円。

5款諸収入654万2,000円。

歳入合計1億5,338万1,000円としたいとするものです。

次のページです。

歳出でございます。

1款総務費233万7,000円。

2款保健事業費723万8,000円。

3款後期高齢者医療広域連合納付金1億4,270万4,000円。

4款諸支出金10万1,000円。

5款公債費1,000円。

6款予備費100万円。

歳出合計1億5,338万1,000円としたいとするものでございます。

次のページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては、省略させていただきます。また、190ページの2の歳入及び192ページの3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきました。

ので、省略させていただきます。

次に、197ページをお願いいたします。

第31号議案 令和4年度下仁田町介護保険特別会計予算。

令和4年度下仁田町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億502万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した旅費、需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第3号、地域支援事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算でございますが、款の区分と金額を申し上げます。歳入です。

1款保険料2億2,085万9,000円。

2款使用料及び手数料1万6,000円。

3款国庫支出金3億6,898万6,000円。

4款支払基金交付金3億7,272万8,000円。

5款県支出金2億999万5,000円。

6款財産収入8,000円。

7款繰入金2億3,186万2,000円。

8款繰越金1,000円。

次のページです。

9款諸収入58万7,000円。

歳入合計14億502万2,000円としたいとするものです。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

1款総務費1,289万3,000円。

2款保険給付費13億3,015万3,000円。

3款財政安定化基金繰出金1,000円。

4款基金積立金8,000円。

5款地域支援事業費6,096万2,000円。

6款公債費1,000円。

7款諸支出金4,000円。

8款予備費100万円。

歳出合計14億502万2,000円としたいとするものです。

次のページの歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては、省略させていただきます。また、204ページの2の歳入及び209ページの3の歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いたします。

○議長 島崎紘一 次に、第32号議案「令和4年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計予算」、第33号議案「令和4年度下仁田町水道事業会計予算」について、建設水道課長に説明を求めます。

建設水道課長

(佐藤正明建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 佐藤正明 命によりまして、第32号議案と第33号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

229ページをお願いいたします。

第32号議案 令和4年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計予算。

令和4年度下仁田町の浄化槽整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,954万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表



歳入歳出予算」による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条3第2項の規定による一時借入金の借入れは、最高額2,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、各項に計上した需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

次ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出の予算でございますが、款の区分と予算額を申し上げます。

歳入。

1款分担金及び負担金495万円。

2款使用料及び手数料2,392万8,000円。

3款国庫支出金1,447万5,000円。

4款県支出金425万1,000円。

5款財産収入1,000円。

6款繰入金1,123万8,000円。

7款繰越金100万円。

8款諸収入2,000円。

9款町債1,970万円。

歳入合計7,954万5,000円としたいとさせていただきます。

歳出。

1款浄化槽事業費6,985万1,000円。

2款公債費869万4,000円。

3款予備費100万円。

歳出合計7,954万5,000円としたいとさせていただきます。

次ページをお願いいたします。

第2表、地方債。

起債の目的、浄化槽施設設置事業下水道事業債限度額990万円、浄化槽施設設置事業過疎対策事業債限度額500万円。浄化槽設置事業過疎対策事業債ソフト事業分限度額480万円。限度額計1,970万円。起債の方法、証書借入れ、または証券発行。利率、年3%以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利債に借換えすることができる。

次ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては、省略させていただきます。なお、235ページからの2、歳入、237ページからの3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

続きまして、241ページをお願いいたします。

第33号議案 令和4年度下仁田町水道事業会計予算。

総則。

第1条、令和4年度下仁田町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

1、給水戸数3,426戸。2、年間給水量84万5,700立方メートル。3、1日平均給水量2,316立方メートル。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益2億4,222万円。第1項営業収益1億8,952万8,000円。第2項営業外収益5,269万1,000円。第3項特別利益1,000円。

支出。

第1款水道事業費用2億3,608万円。第1項営業費用2億2,173万5,000円。第2項営業外費用1,384万2,000円。第3項特別損失3,000円。第4項予備費50万円。

次ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款資本的収入9,701万1,000円。第1項企業債3,870万円。第2項出資金2,692万6,000円。第4項他会計補助金3,138万4,000円。第5項他会計負担金1,000円。

支出。

第1款資本的支出1億6,723万4,000円。第1項建設改良費5,933万7,000円。第2項企業債償還金1億789万7,000円。企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、配水本管布設替工事、限度額3,870万円、起債の方法、証書借入れ、利率年3%以内、償還の方法、貸付先の融資条件による。

一時借入金。

第6条、一時借入金の限度額は1,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1款水道事業費用、第1項営業費用、第2項営業外費用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費3,263万9,000円。

他会計からの補助金。

第9条、水道水源開発事業に係る企業債、災害復旧事業債、簡易水道統合整備事業に係る簡易水道事業債及び過疎債の元利償還等及び児童手当に要する経費のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は6,627万1,000円である。

棚卸資産購入限度額。

第10条、棚卸資産購入限度額は373万6,000円と定める。

重要な資産の取得及び処分。

第11条、重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1、取得する資産、種類、配水本管布設替工事、名称、緑ヶ丘地区水道本管布設替工事、数量、L=130.8メートル、PB径50ミリメートル。

名称、国道254号線水道本管布設替に伴う舗装本復旧工事、数量、A＝660平方メートル、T＝10センチメートル。

令和4年3月8日提出、下仁田町長 原秀男。

なお、次ページの実施計画以降につきましては、さきの全員協議会で説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 島崎紘一 提案理由の説明が終わりましたが、ここで1時間経過いたしましたので、暫時休憩いたします。

なお、再開を2時10分といたします。

休 憩 午後 1時56分

再 開 午後 2時10分

○議長 島崎紘一 休憩を解いて再開いたします。

提案説明が終わりましたので、第28号議案から第33号議案までに対する質疑に入ります。質疑に対しましては、会計名とページ数を申し述べていただきますよう、あらかじめお願いをしておきます。それでは、質疑をお願いします。

佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 一般会計13ページ、地方譲与税の中で、森林環境譲与税の使い道はどういうような使い道がありますか。

○議長 島崎紘一 農林課長

○農林課長 佐藤茂治 ただいまのご質問、森林環境譲与税の使い道というところでございますが、これは、二酸化炭素の吸収のためであるとか、あとは森林整備、あとは森林の維持管理、間伐であるとか、あとは担い手の育成であるとか、あとは、今後予定されているのはアンケート、現在予定されているのは、行っているのは、所有者の意向調査であるとか、そういう森林のこれから森林環境譲与税を使っていくことに対するシステムの整備であるとか準備に使われております。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 この譲与税の使い道は、間伐、人材の育成、担い手の確保、木材の利用促進等が目的の譲与税です。

ウッドショックと言われて、間もなく1年が近づいてきております。

下仁田町は林野が85%、森林資源はいっぱいあるんですよ。森林資源はいっぱいあるんだけど、人材育成が遅れていて、間伐なり伐倒して製材業者に供給する手不足なんです。この原木が贅沢に供給されれば、下仁田町

の製材業者も、アメリカにまで半製品を送り出している業者がいるんですよ。いっぱい送り出したいけれども、原木が入らない。

それで、この譲与税は令和3年が約3,000万円、これ予算書を見ると3,900万円、森林環境譲与税の基金は、令和3年度末で幾らになる予定ですか。

○議長 島崎紘一 農林課長

○農林課長 佐藤茂治 森林環境譲与税の基金の残高見込みということでこちらに入ったかと思われませんが、令和3年度末で残高見込みは4,267万円でございます。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 基金で金融機関に預けておいても、利息が1,000円になるかならないかじゃないですか。この森林環境譲与税を使って人材育成にもう少し目を向けて、人材育成にこの森林環境譲与税を使えば、木材の原木の供給が贅沢になる。

ただし、一日や二日で人材育成が出来るわけじゃないんだよ。ある程度の年数が必要になってくるんで、町単独の搬出に対する予算がこれにも載っていますけれども、貯金なんかしないで、単独予算にプラスアルファしてもいいと思うんだけど、その辺どうですか。

○議長 島崎紘一 農林課長

○農林課長 佐藤茂治 ただいまのご質疑、基金を積んでおくだけでなく、これから人材育成とか準備はしたほうがよろしいんじゃないかというご指摘かと思いますが、ただいま森林調査の意向調査を一生懸命やっているところでございまして、今年度から来年度にかけて行います。それで、人材育成については、ちょっと今のところ、具体的な計画というか、ないものですから、これから一生懸命、先進地の事例を研究したりしまして、考えていきたいかと思えます。

○議長 島崎紘一 佐藤公夫さん

○12番 佐藤公夫 今、ご承知のように、燃料の木材、ロシアショックでどんどん値上がりしているんです。今日明日というわけにはいきませんが、森林環境譲与税、もう少し有効に投資するほうに目を向けてください。

○議長 島崎紘一 課長

○農林課長 佐藤茂治 今のご指摘を受けまして、町長、関係林業の企業体、経営体とよく相談しまして、考えまして、検討していきたいと思えます。

○議長 島崎紘一 ほかにございますか。ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 質疑がないようですので、質疑を終結し、第28号議案から第33号議案の6議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 島崎紘一 ご異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

---

○議長 島崎紘一 次に、日程第28、陳情を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第4号「辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情」は、総務常任委員会に付託し、陳情第5号「安全・安心の医療・介護・福祉を確立し国民のいのちと健康を守るための国に対する意見書を求める陳情書」は社会経済常任委員会に付託いたします。

---

○議長 島崎紘一 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

---

散 会 令和4年3月10日 午後 2時20分